2 仕事と治療を両立したい

20歳から64歳でがんと診断される方が増えています。また、がん医療の進歩などにより、働きながらがん治療が受けられる可能性が高まっています。ここでは、両立するための相談先や受けられる支援を紹介します。

「周りに迷惑をかけるから」とすぐに仕事を諦めることなく、相談先や支援を活用し、正しい知識を職場やご家族と共有して、仕事と治療を両立する方法を検討しましょう。



(1) 相談する

① 両立支援について相談したいとき

◆がん相談支援センター（P 2）

（県立総合、市立静岡、県立こども、静岡赤十字、静岡済生会総合病院）

② 静岡産業保健総合支援センターや③ ハローワーク静岡と連携し、治療と仕事の両立支援・就労支援などに関する相談を受け付けています。

② 仕事と治療の両立について勤務先と考えていきたいとき

◆静岡産業保健総合支援センター　TEL　205-0111（代表）

葵区常磐町 2 －13－ 1　住友生命静岡常磐町ビル 9 階

https://www.shizuokas.johas.go.jp/

仕事と治療の両立支援の専門相談員が、就業中の患者さんの治療と仕事の両立に関する相談に対応します。

本人、ご家族、事業場等からの相談を受け、

両立支援に向けた職場環境の整備について助言・支援を行います。

③ 就職・雇用保険給付について相談したいとき

◆ハローワーク静岡　TEL　238-8609　駿河区西島235-1

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hw/hw-annai/map_shizuoka.html

相談者ご本人と病院側、事業者側からの意見を基に就労支援や雇用保険給付の相談などに対応します。

④ その他労働相談をしたいとき

◆静岡労働局　総合労働相談コーナー　TEL　252-1212

葵区追手町 9 －50　静岡地方合同庁舎 5 階

労働問題に関する情報提供や個別相談、労働紛争の未然防止のための助言や指導、専門家のあっせんなどを実施します。

(2) 支援を受ける

① 患者さん向け　支援制度一覧はP39-44をご覧ください。

◆傷病手当金（詳細はP13）

全国健康保険協会、健康保険組合などの被保険者が会社を休んだ日が連続して 3 日間あり、 4 日目以降も休んだとき、給与の支払いがない又は支払額が傷病手当よりも少ないときに手当金が受け取れます。

問い合わせ先　加入している公的医療保険

(3) 情報を調べる

◆仕事とがん治療の両立　お役立ちノート

冊子版　：https://www.ncc.go.jp/jp/ncce/division/supportive_care_center/consultation/020/index.html

サイト版：https://tomonihataraku.jp/fukki/prologue/

（出典 国立がん研究センター東病院）

現状の整理から会社への伝え方、支援制度などが 1 冊にまとまっています。

◆治療と仕事の両立支援ナビ

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/

（出典　厚生労働省ホームページ）

治療しながら働く人を応援する情報がまとまっています。

◆がんと仕事のQ&A第 3 版

https://ganjoho.jp/data/public/qa_links/brochure/cancer-work/cancer-work.pdf

（出典　国立がん研究センターがん情報サービス）

体験者の声、コラムなどが掲載されています。

他の患者さんの工夫を知ることができます。

ヘルプマーク　外見からは分からなくても周囲から援助や配慮が必要であることを知らせるマークです。区役所などで受け取れます。

配布場所は市ホームページをご覧ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3278/s002897.html

3 子育てと治療を両立したい

子育てと治療の両立を応援するための相談先や支援があります。ひとりで抱えず、まずは相談してみましょう。



(1) 相談する

◆がん相談支援センター（P２）

（県立総合、市立静岡、県立こども、静岡赤十字、静岡済生会総合病院）
お子さんへの病気の伝え方や子育てと治療の両立など、子育て中の特有の悩みについても相談できます。

(2) 支援を受ける

① こどもを預けたい・送迎してほしい

◆ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、子育ての「援助を受けたい人（おねがい会員）」と「援助を行いたい人（まかせて会員）」が会員となり、有償で助け合う会員組織です。地域のまかせて会員が、保護者の代わりに、こどもを預かる・送迎するサポートを行います。

内容	利用料金	600円～800円/時間
手続き		事務局窓口にて、会員登録（無料）が必要
詳細URL		https://www.shizuoka-shakyo.or.jp/kosodate/fami-suppo/
問い合わせ先		静岡市ファミリー・サポート・センター 静岡事務局　254-2283　清水事務局　355-3333

◆中央子育て支援センターの一時預かり

		静岡（札の辻ビル３階）	清水（清水テルサ１階）
対象者		２カ月～就学前までのお子さん	
内容	利用料金	３歳未満　600円/時間 ３歳以上　500円/時間 ※利用時間により割引あり	800円/時間 4,000円/日（５時間から11時間） ※月単位での保育あり
	保育時間	月～金　7:00～23:00 土日祝日　8:00～20:00 （１月１日～１月３日を除く）	7:00～21:30 （12月29日～１月３日を除く）
問い合わせ先		254-2287	355-3311

◆こども園、保育園等での一時預かり　各こども園

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気などで子どもを養育することが困難な場合などに、子ども又は母子が一時的に施設に入所できます。

問い合わせ先	市各区福祉事務所　子育て支援課（こども家庭センター） 葵区221-1096　駿河区287-8675　清水区354-2429

② 家事や育児をサポートしてほしい

◆子育て支援ヘルパー派遣事業

妊娠中の方や１歳未満の子、２人以上の３歳未満の子を養育する家庭が、家事や育児をすることが困難で、ほかに家事や育児を行う人がいない場合に、家事や育児の援助を受けられます。

対象者		１人を養育する場合　１歳の誕生日の前日まで ２人以上を養育する場合　３歳の誕生日の前日まで
内容	家事	・食事の準備及び後片付け・衣類の洗濯、補修 ・居室などの掃除、整理整頓・生活必需品の買い物など
	育児	・授乳・おむつ交換・もく浴介助 ・適切な育児環境の整備・その他
	利用料金	900円/時間
手続き		事前登録が必要
詳細URL		https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2873/s001935.html
問い合わせ先		市各区福祉事務所　子育て支援課（こども家庭センター） 葵区　221-1096　駿河区　287-8675　清水区354-2429

③ 子どもにかかる諸費用を支援してほしい　支援制度一覧はP39-44

◆就学援助制度

経済的な理由でお困りの方へ、お子さんが小・中学校に通学するにあたり、学用品費、校外活動費などの一部が援助されます。

対象者	市内に居住し、公立小・中学校に通うお子さんがいる保護者のうち次のどちらかに該当する方 ・生活保護を受けている方 ・経済的にお困りの方で同居の家族全員の年間所得の合計額が、市が定める認定基準以下の方
詳細URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/kyoiku/s002285.html
問い合わせ先	市教育委員会事務局 児童生徒支援課（就学援助係）354-2532

◆子ども医療費助成（P９）

◆ひとり親家庭等医療費助成（P10）

(3) 情報を調べる

◆子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」

https://shizuoka-city.mamafre.jp

子育て支援制度やイベント情報など、子育て関連情報が満載のホームページです。